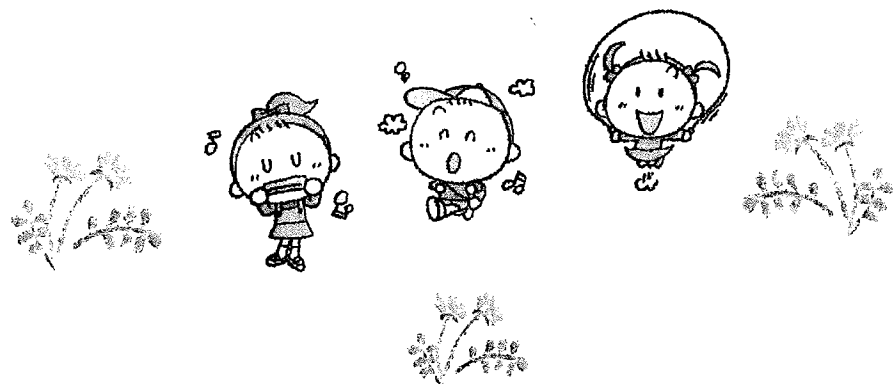


あなたの子育てを応援します



### のべおかファミリーサポートセンター

延岡子育て支援センター「おやこの森」内  
〒882-0037  
宮崎県延岡市山月町1丁目4743  
Tel.0982-33-0204  
※ 日曜日・祝日・年末年始は閉館

### のべおかファミリーサポートセンター

#### 利用の手引き



## 1. 育児の相互援助活動について

●ファミリーサポートセンターは、育児の手助けをしてほしい人と、育児の協力をしてくれる人とが助け合う会員組織です。

●延岡市に在住し、相互援助活動に理解のある方はどなたでも会員になれます。

### 《依頼会員》

0歳から小学生までの子どもがいる方で育児の手助けをしてほしい方。

### 《援助会員》

20歳以上の育児のお手伝いができる方。

### 《両方会員》

依頼・援助の両方の会員です。

## 2. 手助けできる内容

●ファミリーサポートセンターで行う援助は、あくまでも急な子どもへの対応など、短時間で補助的なものです。

### 《サポート内容》

①お子さんの通学・通園のための送迎保育

②軽度の病気のときの保育

③保育園が終わった後の一時預かり

### 《こんなときに》

①仕事(残業等) ②病気で通院等 ③家族や親族の看護・介護

④冠婚葬祭 ⑤就労準備(職探しや職業訓練など)

⑥地域行事やボランティア参加

## 3. 活動の流れ

①援助を受けたい日時が決まったら、電話でセンターに申し込んでください。

②電話を受けたセンターは、援助内容・日時等を確認し、援助要望に応じられる援助会員を、依頼会員に紹介します。

③依頼会員は、紹介された援助会員と活動内容について事前に打ち合わせを行い、会員相互に活動内容を確認してください。

④援助活動が終わったら、活動内容を依頼会員に報告し相互確認の上依頼会員は、活動報告書にサインをし謝礼金を支払い、終了します。

## 4. 会員の心得

●センターの設置目的を理解し、誠実に援助活動を行ってください。

①プライバシーは守ってください。

援助活動により知り得た情報を他人に漏らしてはいけません。

また、退会した後も同様です。

②援助活動に際し、物品の販売若しくは斡旋、又は特定の政党及び宗教を支持し、若しくはこれらに反対するための活動を行ってはいけません。

③援助活動を行う際は、必ずファミリーサポートセンターに連絡してください。

④援助活動を行う前に援助の内容について、会員相互で十分打ち合わせをして下さい。

⑤事前うちあわせで確認し決定した援助活動の内容以外の援助を求め、あるいは実施してはいけません。

- ⑥同時に複数の援助活動を行ってはいけません。
- ⑦活動終了後には、必ず報告書を提出し、毎月末日までには、その月の活動数をセンターへ報告してください。

### 5. 報酬の基準

●のべおかファミリーサポートセンターの子ども一人1時間あたりの援助活動の報酬基準は、次ぎのとおりです。

利用区分	一般	送迎保育
月曜日～金曜日・祝日を除く 午前7時～午後7時まで	500円	600円
上記以外の曜日や時間 早朝・夜間・土・日・祝日等	600円	700円

●利用時間の計算方法は以下のとおりです。

- ①最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ②1時間を越える場合は、30分単位で計算して加算します。30分以下は基準額の半額とし、30分を越え1時間までは基準額とします。
- ③同一世帯に属する複数の児童等を預ける場合は、2人目から半額とします。
- ④援助会員を2名以上必要とする援助活動を依頼する場合は、2人目からは半額とします。

### 6. 補償保険制度について

●事故に備えて、会員になると自動的に「会員傷害保険」「賠償責任保険」「児童傷害保険」の3つの保険に加入することになります。なお、保険料はセンターが負担します。

#### 《会員傷害保険》

援助会員が、ファミリーサポートセンターの斡旋による援助活動中や援助活動のために自宅と保育園等を往復する間等で、傷害にあったときに補償します。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～15万円	事故日から180日以内の後遺障害の発生
入院・1日	3,000円	事故日から180日以内を限度
通院・1日	2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度



《賠償責任保険》

援助会員が援助活動中に監督ミスや提供した飲食物が原因で、預かっている児童や第三者の身体または財産に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に、賠償金等を補償します。

事 由		補 償 額
対 人	1名につき	1億円
	1事故につき	3億円
対 物	1事故につき	1,000万円
初期対応費用		500万円
見舞金		10万円
現金盗難		10万円

《児童障害保険》

依頼会員の児童が、援助活動中に事故に遭った場合、援助会員の過失の有無に係わらず補償します。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～9万円	事故日から180日以内の死亡 後遺障害の発生
入院・1日	3,000円	事故日から180日以内を限度
通院・1日	2,000円	事故日から180日以内で90日 分を限度